「クールオアシスかすかべ」実施要領

（趣旨）

第１条　熱中症対策の一環として、市内の公共施設や商業施設等において、夏季外出時の一時休息所を設置する。

（事業内容）

第２条　子どもや高齢者等の熱中症弱者をはじめとした市民が、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、体温の上昇や水分不足により熱中症にかかることのないよう、冷房の入った身近な施設を一時的な休息所として活用する。

（施設指定要件）

第３条　「クールオアシスかすかべ」の指定要件は次に掲げるとおりとする。

（１）各施設出入口等の見やすい場所に、春日部市が指定する「クールオアシスかすかべ」であることを示すポスター・ステッカー等を掲示

（２）冷房設備の適切な管理が行われていること。

（３）休息用の椅子及び場所等の提供が可能なこと。

（４）熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。

（５）公序良俗に反する施設でないこと。

（設置施設）

第４条　（１）公民館、コミュニティセンター、集会所

（２）市役所の庁舎

（３）本事業に賛同し、第２条及び第３条が実施可能な民間施設

（実施期間）

第５条　原則、４月第４水曜日～１０月第４水曜の各施設開設(営業)時間内とする。（ただし、環境省の各警戒アラート運用期間に準ずる）

（マニュアル）

第６条　市は暑さにより体調が悪くなった方が来所した場合の対応マニュアルを作成し各施設に提供する。

（登録）

第７条　クールオアシスかすかべ登録申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。ただし、市の所有する施設においては、この限りではない。

２　市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、第３条に規定する指定要件を満たしていると認めるときは、当該施設を登録し、申請者に対してクールオアシスかすかべ登録（承認・不承認）通知書（様式第２号）を送付する。

３　登録の有効期限は、指定した日から翌年の３月３１日までとし、期間満了までに廃止の届出がない場合には、本指定の有効期間を期間満了日から１年間更新するものとする。また、その後も同様に更新するものとする。

（公表）

第８条　市長は、前条の規定により登録をしたときは、当該施設の名称、所在地、その他必要な事項を市公式ホームページ等で公表するものとする。

（開放、運営及び費用負担）

第９条　登録施設の開放及び運営は施設管理者が行うものとし、これらに要する費用は当該施設の設置者の負担とする。

（登録内容の変更）

第１０条　登録施設は、第７条の規定により登録した内容に変更があったときは、クールオアシスかすかべ登録事項変更・廃止届（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（登録の廃止）

第１１条　登録施設は、登録を廃止したいときは、クールオアシスかすかべ登録事項変更・廃止届（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の届出を受理したときまたは登録施設が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、クールオアシスかすかべの登録を廃止するものとする。

（１）第３条に規定する施設指定要件に適合しなくなったとき。

（２）その他市長が登録を廃止することが適当と認めたとき。

３　市長は、前項の規定により登録を廃止することが適当と認めたときは、当該施設に対し、廃止の理由を付してクールオアシスかすかべ廃止通知書（様式第４号）を送付する。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和８年１２月１日から施行する。